

小千谷市錦鯉鑑賞池銘板設置仕様書

1 銘板設置箇所

東京駅前常盤橋プロジェクトにおける小千谷市錦鯉鑑賞池（以下、「錦鯉鑑賞池」という。）（東京都千代田区大手町二丁目）の周囲に設置する柵の上面に銘板を設置する。

2 銘板設置等

（1）銘板の設置方法

錦鯉鑑賞池の周囲の柵に、錦鯉鑑賞池に協賛する者（以下、「協賛者」という。）の名称等を記載した銘板を設置する。

（2）銘板1枚の大きさは、横 150 mm×縦 50 mmとし、小千谷市がそれらの仕様は決定する。

（3）協賛に係る寄付金額は、1年度あたり 300,000 円とする。

（4）銘板の設置枚数は協賛者一人に対し、1枚とする。

（5）銘板の記載内容

銘板には、協賛者名等、協賛者を紹介する小千谷市ホームページの QR コード又は協賛者の有するホームページの QR コードを記載する。銘板に記載できる協賛者の有するホームページの内容は、協賛者の実施する事業内容に関するもののほかは錦鯉に関する内容のものとする。なお、銘板のデザイン、現地での銘板の配置順等の詳細については小千谷市が決定する。また、協賛者名等については銘板の記載できるスペースの都合により希望に添えない場合があります

（6）銘板設置等

銘板の製作・設置・管理は小千谷市が行う。なお、設置した銘板の汚損状況を踏まえて、小千谷市が必要と判断した時期に当該銘板を更新するものとする。

（7）銘板の設置時期及び設置期間

寄附金の入金を確認した後、3ヵ月以内に設置し、寄付金額に応じた協賛期間の間設置する。

3 寄附金の納入方法等

（1）協賛者は、小千谷市に対し、小千谷市が指定する期日までに、小千谷市が別に定める方法により、寄附金を納入するものとする。

（2）寄附金は単年分または複数年分をまとめて納入することができるものとする。

（3）事業者等法人格を有する協賛者（小千谷市内に本社（地方税法における主たる事務所又は事業所）を有さない企業に限る。）の寄附金の納入には、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用できるものとする。

（4）協賛受諾後、寄附金の納入が指定期日までに行われなかった場合には、相当の期間を定めて、催告の上、協賛申込みを無効とする。

(5) 納入済の寄附金は返還しない。

4 その他

この仕様書の定めのほか、銘板の設置に関し疑義があるときは双方協議の上、解決するものとする。

附則（施行期日）

この仕様書は、令和3年4月22日から施行する。

附則

この改正は、令和4年3月1日から施行する。